県立奄美図書館貸出文庫実施要項

１　趣　旨

　　生涯学習の進展に伴い，県民の図書館に寄せる期待と学習要求はさらに高まっている。また，子どもの読書活動の推進や県民の多様な読書のニーズに応えるため貸出文庫を行い，大島地区の市町村図書館（室）における図書サービスを援助し，図書館活動の一層の充実を図る。

２　文庫の定義

　　この要項での貸出文庫とは，県立奄美図書館で受領する貸出をいう。

３　文庫の貸出対象範囲

　　文庫の貸出対象機関等は，大島地区の市町村図書館（室）等とする。また，役務費については，配本・回収とも，県立奄美図書館が予算の範囲内において負担する。

４　文庫の図書の種類

(1)　一般成人用図書（成人向きの教養・趣味・娯楽・実用書・小説等）

(2)　児童用図書（小・中学生向きの読み物等）

(3)　絵本（幼児・小学生低学年向きの絵本）

５　利用申込み

　　別に定める貸出文庫利用申込書（様式１）及び貸出文庫運営計画書（様式２）により申し込むものとする。

６　利用の許可

　　要項５の申込みを受理した後に，館長が決定する。許可書並びに貸出台帳については，当館発行の貸出リストの発送によって代えることとする。

７　文庫の貸出期間

　　貸出期間は３年から５年とする。

８　借用図書の紛失届け

　　借用図書の紛失・破損が生じた場合には，遅滞なく紛失・汚損届（様式３）により報告するものとする。

９　返本の延期願

　　期限までに返却できない図書については，延期願（様式４）を提出する。

　　なお，延期の期限は１か月以内とする。